

アップリハビリセンター

介護予防・日常生活支援総合事業第一号【基準緩和通所型サービス】

運 営 規 程

（事業の目的）

第1条 合同会社アップライフフィールド（以下「事業者」という。）が運営するアップリハビリセンター（以下「事業所」という。）が行う通所型サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、居宅要支援被保険者及び事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう通所型サービスを行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるようサービスを提供することを目的とする。

（通所型サービスの運営の方針）

- 第2条 事業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることをもって、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 通所型サービスの実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 通所型サービスの実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、医療機関及び関係市町などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者ができることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努める。
- 4 前項のほか、伊丹市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 アップリハビリセンター
- （2）所在地 兵庫県伊丹市瑞ヶ丘4丁目13-1 グランドハイツ栄伸103

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 この事業所における職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行なうとともに、介護保険法等に規定される通所型サービスの事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 介護職員 1人以上

利用者の入浴、排せつ、食事の介護等を行い、自立した日常生活を営むための支援及び介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から金曜日までとし、年末年始を除く。
- (2) 営業時間は、9時00分から18時00分までとする。
- (3) サービス提供時間は、9時35分から12時35分までとする。(1単位目)
14時15分から17時15分までとする。(2単位目)

(実施単位及び利用定員)

第6条 実施単位及び利用定員は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 実施単位 2単位
- (2) 利用定員 15人

(通所型サービスの内容)

第7条 通所型サービスの内容は、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、その他日常生活上の世話又は機能訓練若しくは送迎とし、通所型サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。

- (1) 通所型サービスの提供に当たっては、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むために必要な支援を行うために、必要に応じて、サービス計画を作成する。
- (2) 通所型サービスの提供に当たっては、利用者とのコミュニケーションを図るその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切に働きかけるものとする。
- (3) 事業者は、自ら提供する通所型サービスの質の評価を行い、主治医又は歯科医師と連携を図りながら、常にサービスの質の向上を図るよう努めるものとする。
- (4) 事業者は、通所型サービスの提供に当たって、介護技術の進歩に合わせた適切な介護予防が行われるよう配慮するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 利用料は、伊丹市が定める額とし、事業者が法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者から負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 事業者は前項に定める額のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

(1) おむつ代 実費 100 円

(2) 通所型サービスで提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させるのが適当と認められるもの 実費

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、伊丹市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

(1) 利用者は、事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。

(2) 利用者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。

(3) 利用者の所持金その他貴重品は、利用者が自ら管理しなければならない。

(緊急時の対応等)

第11条 従業者は、現に通所型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業者は、周辺地域の環境、立地条件等から想定される非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 事業者は、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(虐待の防止のための措置)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるよう努めるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、担当職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。

(4) (1) から (3) の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(衛生管理等)

第 14 条 事業者は、利用者の使用する施設、その他の設備又は衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、当該通所型サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第 15 条 事業者は、利用者に対する通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（苦情処理等）

第 16 条 事業者は、提供した通所型サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、提供した通所型サービスに関し、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

4 事業者は、市から求めがあった場合には、前項の指導又は助言への対応の内容を市に報告しなければならない。

（秘密保持）

第 17 条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（記録の整備）

第 18 条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 事業者は、利用者に対する通所型サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完

結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 介護計画
- (2) 具体的なサービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市への報告等の記録
- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第20条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(ハラスメント)

第21条 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 1 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社アップライフフィールドと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 2、本事業所並びに本法人が暴力団等の支配を受けていないこと、本事業所並びに本法人に勤務する者は暴力団等の構成員、関係者ではないこと。

附 則

この運営規程は令和3年9月1日から施行する。

・令和6年4月1日改訂